

皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会開催要綱

1. 目的

近年、皇居外苑をはじめとする国民公園（皇居外苑、新宿御苑、京都御苑）では、訪日外国人旅行者も含め、多くの来園者を迎えており、それぞれの苑地が持つポテンシャルを引き出し、国民公園の一層の魅力の向上と活用を図ることが重要な課題となっている。

皇居外苑（北の丸地区を含む。）は、我が国を代表する象徴的な空間として親しまれており、活用が期待されるが、その使用については閣議了解に基づき国家的行事に限られている。

このため、皇居の前庭としての品格と多くの歴史的遺構を擁する伝統を保ちながら、皇居外苑の特性を活かした更なる魅力の向上を図るため、皇居外苑の今後の利用の在り方に関する検討を行う有識者による懇談会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 皇居の前庭であるという特殊の性格や歴史的経緯を踏まえつつ、都心部の広大な広場空間としての効果的な活用を図る観点から、皇居外苑にふさわしい新たな利用形態の在り方やその利用の実施に際し留意すべき事項に関する検討を行う。
- (2) その他目的の達成のために必要な事項

3. 構成

- (1) 懇談会は、皇居外苑の歴史的経緯を踏まえた利用の在り方を多角的に検討するため、皇居外苑等に関する知見を有する各分野の有識者6名で構成する。
- (2) 懇談会において必要とする場合には、検討事項に関係のある者をオブザーバーとして出席させることができる。

4. 運営

- (1) 懇談会に、座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は、懇談会の議事進行を行う。
- (4) 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- (5) 座長は、自らが懇談会に出席できない場合、委員の中から代理を指名することとする。
- (6) 懇談会は原則公開とし、議事については議事概要を公開する。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

5. 事務局

懇談会の事務局は、環境省と請負契約を締結した株式会社地域環境計画が務める。

6. その他

上記の定めのない事項で懇談会の運営に必要なものは、別に定める。